

第1 環境確保条例制定の経緯

昭和44年に制定された東京都公害防止条例は、当時激化していた工場を中心とする産業型の公害から都民の健康や生活環境を守る上で大きな役割を果たしてきました。しかし、今日の東京の環境問題は、都民生活や都市における事業活動に密接に関連した自動車公害問題や土壌・地下水汚染などの有害化学物質問題、さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球的な規模の問題へと大きく変化してきました。

このため、都は、東京都環境審議会の答申を経て、平成12年12月22日、これまでの公害規制を基本的に継承しつつ、東京の今日的な環境問題に適切に対応した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、略称「環境確保条例」を制定しました。

第2 環境確保条例の主な内容

環境確保条例の主要な内容は、次のとおりです。《 》内は施行日です。

1 自動車公害対策

(1) ディーゼル車の運行禁止《平成15年10月1日》

排ガスに含まれる粒子状物質(PM)の低減を図るため、都独自の基準を定め、この基準を満たさないディーゼルのトラックやバスなどの都内における運行を禁止し、運行する場合には知事が指定する粒子状物質減少装置の装着を求めま

す。ただし、道路運送車両法の規定による初度登録の日から7年間は適用が猶予されます。

(2) 自動車環境管理計画書の作成・提出《平成13年4月1日》

自動車もたらす環境への負荷を計画的に低減するため、自動車を30台以上使用する事業者に対し、自動車の使用抑制や低公害車への買い換えなどを定める自動車環境管理計画書の作成、提出を求めます。

(3) 低公害車の導入義務《平成13年4月1日》

低公害車の普及に向け、200台以上の自動車を使用する事業者に対し、知事が指定する低公害車の割合を平成17年度末までに排出ガス75%低減レベルの自動車に換算した場合で5%以上とすることを求めます。

(4) 重油を混和した燃料の使用等の禁止《平成13年4月1日》

粒子状物質や窒素酸化物(NOx)の増加を防止するため、重油や重油を混ぜた燃料などを自動車や建設作業機械等の燃料として、使用することなどを禁止します。

(5) アイドリング・ストップの遵守《平成13年4月1日》

自動車の排ガスによる大気汚染を防止するため、客待ちや荷待ちなどで駐停車するときのエンジンの停止(アイドリング・ストップ)を義務づけます。

2 化学物質の適正管理《平成13年10月1日》

(1) 化学物質の使用量等の報告

性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる57項目の化学物質につき1年間に100kg以上取り扱う事業者に対し、毎年度、使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量及び廃棄物発生量の報告を求めます。

(2) 化学物質管理方法書の作成・提出

化学物質の環境への排出抑制や有害性の少ない物質への転換を促すため、(1)の事業者のうち従業員21人以上の事業所の設置者に対し、化学物質の適正な管理の方法や組織体制などを記載した化学物質管理方法書の作成、提出を求めます。

3 土壌及び地下水汚染対策《平成13年10月1日》

(1) 建物の除却時等の汚染土壌の拡散防止

トリクロロエチレンなどの24項目の有害物質に汚染された土壌に起因する健康被害を防止するため、有害物質の取扱事業者に対し、建物を除却するときなどの敷地の土壌汚染の調査と、汚染が認められる場合の拡散防止措置を求めます。

(2) 土地の改変時の汚染土壌の拡散防止

3,000㎡以上の土地の切り盛り、掘削などの改変行為を行う者に対し、改変する土地の土壌汚染の調査と、汚染が認められる場合の拡散防止措置を求めます。

4 環境への負荷の低減の取組

(1) 地球温暖化対策計画書の作成・提出《平成13年4月1日。計画書の提出は、14年度以降》

燃料や熱の使用量が原油換算で年間1,500㎏以上又は電気の使用量が年間600万kW時以上の事業所の設置者・管理者に対し、事業活動に伴う温室効果ガス(二酸化炭素やフルオロカーボンなど)の排出状況や排出抑制のための措置、目標等を定める地球温暖化対策計画書とその実績報告書の作成、提出、公表を求めます。

(2) 冷媒用フロン排出禁止《平成13年4月1日。HFCは平成14年4月1日》

カーエアコン、ルームクーラー、家庭用冷蔵庫などに使用されている冷媒用のフルオロカーボン(CFC、HCFC、HFC)について、廃棄や修理などを行う者に対し、適切な回収と分解処理を求めます。

(3) 建築物環境計画書の作成・提出《平成14年6月1日》

大規模な建築物に起因する環境への負荷の低減を図るため、延べ面積が1万㎡を超える建築物の建築主に対し、建築基準法の建築確認前に、省エネルギー・省資源設計や自然エネルギーの利用等を含む建築物環境計画書の作成、提出を求めます。知事は、その概要を公表します。